

議案第1号

木津川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

木津川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成19
年木津川市条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月28日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

特別職の職員で非常勤のもの報酬の額の一部を改定するため、所要の改正を行う
ものです。

木津川市条例第 号

木津川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例（案）

木津川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年木津川市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表1の項及び2の項を次のように改める。

1 教育委員会	委員	年額	600,000円
2 選挙管理委員会	委員長	年額	230,000円
	委員	年額	170,000円

別表4の項を次のように改める。

4 監査委員	識見を有する者	年額	900,000円
	議員	年額	240,000円

別表16の項を次のように改める。

16 社会教育委員会	委員長	年額	80,000円
	委員	年額	74,000円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

参考資料（議案第1号）

木津川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（新）

本則（略）

別表（第2条関係）

職名		支給 区分	報酬の額
1	教育委員会 委員	年額	<u>600,000円</u>
2	選挙管理委 員会 委員長	年額	<u>230,000円</u>
	委員	年額	<u>170,000円</u>
3	（略）	（略）	（略）
4	監査委員 識見を有 する者	年額	<u>900,000円</u>
	議員	年額	<u>240,000円</u>
5～15	（略）	（略）	（略）

（旧）

本則（略）

別表（第2条関係）

職名		支給 区分	報酬の額
1	教育委員会 委員	年額	<u>230,000円</u>
2	選挙管理委 員会 委員長	年額	<u>100,000円</u>
	委員	年額	<u>70,000円</u>
3	（略）	（略）	（略）
4	監査委員 識見を有 する者	年額	<u>320,000円</u>
	議員	年額	<u>220,000円</u>
5～15	（略）	（略）	（略）

16 社会教育 委員会	委員長	年額	<u>80,000円</u>
	委員	年額	<u>74,000円</u>
17～21 (略)	(略)	(略)	(略)

16 社会教育 委員会	委員長	年額	<u>25,000円</u>
	委員	年額	<u>22,000円</u>
17～21 (略)	(略)	(略)	(略)

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第1号 木津川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
担当課	人事秘書課 人事係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	特別職の職員で非常勤のものの報酬の額の一部を改定するため、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	政策会議(11月20日)に提案、決定	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施策	⑤ 組織・人材育成 イ 人材育成の充実
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度(令和元年度) <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度(令和2年度から)	
	令和2年度：3,241千円	
将来にわたる効果及び経費の状況	木津川市特別職報酬等審議会で答申された内容を基に、報酬の引き上げを行います。	